

## 日本赤十字社医療センター登録医規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社医療センター（以下「医療センター」という）と地域の医療機関が緊密な連携を保ち、それぞれが役割分担をしながら、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立するため、医療センターにおける登録医制度について定めるものである。

### (登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録の辞退、登録の取り消し)

第2条 登録医の登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録辞退、登録の取り消しについては次のとおりとする。

- (1) 登録 医療センターの登録医になることを希望する医師は、別紙様式1「登録医申請書」及び別紙様式2「登録医情報」により、医療センター院長あて登録申請を行う。登録医には、「登録医証」を交付するとともに、医療センターのホームページに、登録医名、医療機関名を掲載する。
- (2) 有効期間・更新 登録の有効期間は登録医証交付日から1年間とし、以後、双方に異議のない場合は自動更新するものとする。
- (3) 登録内容の変更 登録内容に変更が生じた場合は、別紙様式3「登録内容変更届」を医療センター院長あて提出する。
- (4) 登録の辞退 登録医を辞退するときは、別紙様式4「登録医辞退届」を医療センター院長あて提出するとともに、登録医証を返却するものとする。
- (5) 登録の取り消し 医療センター院長は、登録医に医療センターの諸規則に違反する行為があった場合、また、医療センターの登録医として相応しくないと認められた場合は、「医療連携推進委員会」に諮った上で、有効期間の満了を待たず、登録を取り消すことができる。

### (登録医の責務)

第3条 登録医は、登録医から紹介された患者（以下「紹介患者」という）のためにできる限り医療センターに患者情報を提供すること。

- 2 登録医は、紹介入院患者のために診療上必要と思われる事項について、医療センターの主治医及び病棟責任者と意見を交換し、患者に最適な医療が行われるよう努めなければならない。
- 3 登録医は、医療センターにおいて知り得た紹介患者及びその家族などに関する個人情報について、守秘義務を負うものとする。

(登録医の権利)

第4条 登録医は、紹介患者について、主治医立会いのもと、次のことに関わることができる。

- (1) 面談
- (2) 治療に関する情報交換、カンファレンスへの参加
- (3) 手術や検査等への立会い
- (4) カルテ、検査結果、レントゲン写真、CT画像、MRI画像等の閲覧

2 登録医は、医療センターの図書室を利用し、また、医療センターが開催する各種臨床検討会、講演会、研修会等に参加することができる。

(患者の紹介及び逆紹介)

第5条 医療センターは、紹介患者について、診療及び入院を迅速に行うよう努めるものとする。

2 医療センターは、紹介患者に関する診療情報について、診療後、遅滞なく登録医に報告するものとする。

3 医療センターは、容態が安定した紹介患者について、原則として登録医に逆紹介するものとする。また、それ以外の患者についても、登録医に紹介するよう努めるものとする。

(来院時の手続き等)

第6条 登録医が来院する際の手続き等については、別に定める。

(報酬)

第7条 登録医制度の目的に鑑み報酬等は支給しない。

(規則の厳守)

第8条 登録医は、医療センターの方針及び諸規則を厳守し、医療センター院長の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第9条 登録医は、故意又は過失により医療センターに損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附記

第 2 条(5)にある「医療連携推進委員会」とは、日本赤十字社医療センター処務規程第 27 条の規定により、医療機関相互の機能分担と連携を強化し、地域医療の向上を図り、病院運営に資することを目的として医療センター内に設置された委員会（平成 11 年 4 月 1 日設置）